改正

平成19年3月30日告示第41号 平成24年4月1日告示第54号 平成26年1月1日横書き施行

上里町総合計画庁内策定委員会設置要綱

(設置)

- 第1条 本町における総合的かつ計画的な行政運営に資するため基本構想等を策定するため、上里町総合計画庁内策定委員会(以下「庁内策定委員会」という。)を設置する。 (所掌事項)
- 第2条 庁内策定委員会は、次の事項について研究・協議等を行うものとする。
  - (1) 基本構想の策定に関する事項
  - (2) 基本計画の策定に関する事項
  - (3) その他必要な事項

(組織)

- 第3条 庁内策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、教育長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。
- 4 委員は、課長の職にある者をもって充てる。

(プロジェクト・チーム)

- 第4条 庁内策定委員会に専門的事項を担当させるため、必要に応じプロジェクト・チームを置くことができる。
- 2 プロジェクト・チームは、上里町プロジェクト・チームの設置基準に関する規程(平成10年訓令第1号)の規定による設置とする。

(会議)

第5条 庁内策定委員会は委員長が招集し、委員長が議長を務める。

(庶務)

第6条 庶務は、総合政策課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- この要綱は、公布の日から施行する。
  - **附 則** (平成19年3月30日告示第41号)
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
  - **附 則**(平成24年4月1日告示第54号)
- この告示は、公布の日から施行する。